

経営者のための『不動産税務通信』R6.6月号



経営セーフティ共済は節税に使えますか？

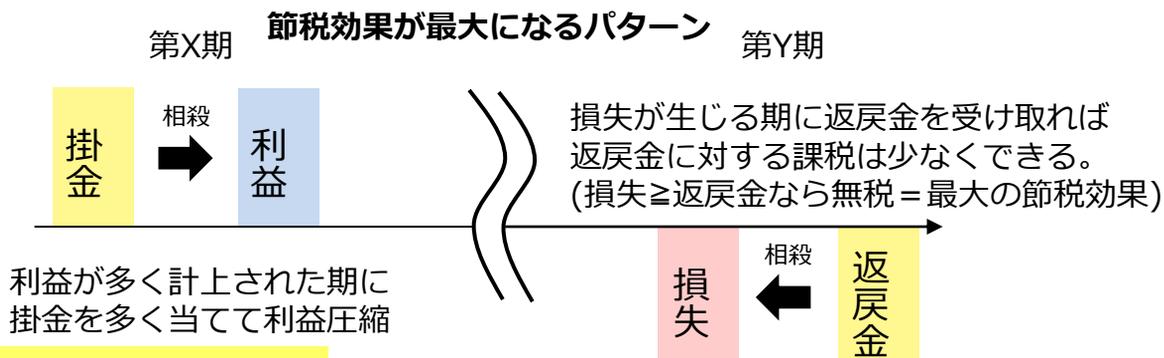
時期をしっかりと検討すれば節税になります。



経営セーフティ共済とは？

- ・本来の目的
取引先の倒産に起因する中小零細企業の連鎖倒産を防止するための共済。
払った掛金の10倍までは無担保・無保証人で借り入れが出来る。

この掛金は経費化できるため利益が多い期に掛金払って相殺できる。
支払った掛金は解約すれば戻ってくる(40か月以上の掛金納付で全額返還)。
返戻金は収益計上するため解約時期によってはあまり節税効果はない。



令和6年度税制改正の注意点

令和6年10月1日以降に経営セーフティ共済を解約後に再加入する場合は、**解約日から2年を経過する日までの間に支出した掛金は損金に算入できない。**

経営セーフティ共済は本来の目的だけでなく節税手段としても機能します。ただし、返戻金は収益として扱われるので解約した時期によっては、単に課税を先送りにしただけで節税としての効果がない場合もあり得ます。経営セーフティ共済を節税手段として使用するときは入口だけでなく出口戦略もしっかりと検討しましょう。

税理士紹介ページ



弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所 (新宿三井ビル33階)

横浜相談所 (横浜スカイビル20階)

東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内)

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30~17:30